

(案)

物品購入契約書

那覇市・南風原町環境施設組合（以下「甲」という。）と ○○○○○○（以下「乙」という。）との間に、物品購入について次のとおり契約を締結する。

（総 則）

第1条 この契約の要項は次のとおりとする。

(1) 件 名 令和5年度 物品購入契約(有機系汚水受水槽攪拌機)

(2) 数 量 末尾記載明細書のとおり

(3) 規 格 末尾記載明細書のとおり

(4) 契約金額 ¥○,○○○,○○○-

(うち消費税及び地方消費税の額 ○○○,○○○円)

ただし、「本契約に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び

第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づく。

(5) 納入期限 令和6年2月29日

(6) 納入場所 那覇・南風原クリーンセンター

(7) 契約保証金 免除 (那覇市・南風原町環境施設組合契約規則第4条第1項第3号の規定に基づく)

（検 収）

第2条 乙は、物品を納入した場合は、その旨を甲に通知し、甲はその通知を受けたときは、直ちに検収しなければならない。

（補正又は交換）

第3条 甲は、前条により検収の結果、契約内容の全部又は一部が契約に違反し、又は不当であると認めるときは、乙に対して補正又は交換を請求することができる。

（納期の延長）

第4条 乙は、天災地変等その他やむを得ない理由により納入期限内に物品を納入することができない場合は、甲に対して納期の延長を願い出ることができる。

2 前項以外の理由により納入の見込みがないと認めるときは、甲は契約を解除することができる。

(解 除)

第5条 甲は、乙が次の各号の一に該当するとき、又はこの契約の各条項に違反したときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく、納期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められたとき。
 - (2) 契約解除の申し出があったとき。
 - (3) 乙が甲の承認を得ないで、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、担保に供し、又はその履行を委任したとき。
 - (4) 乙、乙の代理人、乙からの再委託契約の当事者又は乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（那覇市・南風原町環境施設組合公共工事等に関する暴力団排除措置要綱(平成24年12月19日事務局長決裁。以下「暴排要綱」という。)第2条第4号の暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員（暴排要綱第2条第5号の暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。

(保 証)

第6条 乙は、契約物品が所定の性能を有すること、及び隠れた欠陥のないことを保証し、当該物品納入後といえども1年間は無償交換の責任を負うことを保証する。

(代金の支払い)

第7条 代金の支払いは、第2条の定めにより乙の納品が完了し、検収に合格した後、乙の請求により30日以内に支払うものとする。

(遅滞賠償金)

第8条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により、乙が納入期限内に物品を納入することができない場合において、期限後に納入の見込みがあると認めるときは、乙に対し期限を定めてその履行を催告するとともに遅滞賠償金を徴収するものとする。

- 2 前項の遅滞賠償金の額は、遅滞日数に応じ、未納部分の価格に年2.9パーセントの割合を乗じて計算した額とする。
- 3 甲が約定の支払期日までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、本契約金額に年2.9パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(裁判管轄)

第9条 本契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする那覇地方裁判所とする。

(その他)

第10条 この契約に定めのない事項については、那覇市・南風原町環境施設組合契約規則及び財産に関する規則その他法令の定めるもののほか必要に応じて甲乙協議の上定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自がその1通を所持する。

令和5年 月 日

甲 南風原町字新川650番地
那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 知念 覚

乙 ○○○○○○
○○○○○○
○○○○○○
代表取締役 ○○○○○○

明 細 書

件 名：令和5年度 物品購入契約(有機系汚水受水槽攪拌機)

規 格	数 量
製造会社：ポエック(株) 型式：SHF-0306-4 2.2kw×440V×6P E種絶縁 接液部：SUS304 付属品：吊チェーン(SUS304 5m)	1 式